

平成 26 年度第 1 四半期に係る障害者作業施設設置等助成金（第 1 種作業施設設置等助成金、第 2 種作業施設設置等助成金）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金（住宅の新築等助成金、通勤用バス購入助成金及び通勤用自動車購入助成金）に係る認定申請について平成 26 年 3 月 3 日から平成 26 年 3 月 14 日までの間に公募し、受理された 50 件について審査を行い外部審査員で構成される助成審査委員会で審議した結果、おおむね妥当とされたため、以下のとおり 36 件を認定いたしました。

また、今回は評価点が 1 点以上のものまですべて認定しても、第 1 四半期に設定された予算額の範囲内（総額約 5,700 万円）となったためすべて認定されました。（申請状況によっては評価点が 1 点以上であっても不認定となる場合があります。）

1 結果

① 第 1 種作業施設設置等助成金	46 件のうち認定 35 件
② 第 2 種作業施設設置等助成金	1 件のうち認定 0 件
③ 障害者福祉施設設置等助成金	1 件のうち認定 1 件
④ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バス購入助成金）	1 件のうち認定 0 件
⑤ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	1 件のうち認定 0 件

※ 重度障害者等通勤対策助成金（住宅の新築等助成金）及び重度障害者等通勤対策助成金（通勤用自動車購入助成金）については、申請はありませんでした。

2 概要

<認定例>

[第 1 種作業施設設置等助成金]

○拡大読書器・画面拡大ソフト・画面読み上げソフトの購入（作業設備）[身体障害者（視覚）、事務職]

資料の読解、パソコンを使用しての業務の遂行に当たり、申請設備がなければ作業が困難であり、対象障害者の障害特性に配慮されたものであると認められる。対象機器及びソフトは、障害者専用であり、市販品だが障害者のために開発されたものであるため認定した。

○電動ベッド・保温器（スチーマー）の購入（作業設備）[身体障害者（視覚）]

ヘルスキーパー設置に伴う申請であり、視覚障害者の職域が限定されていることも考慮し、マッサージを業務とする場合には、当該業務に必要なマッサージベッド（電動も可）、マッサージ効果を高めるために患部を温める保温器（スチーマー）のみを助成対象として認定した。

○トイレ改装工事（附帯施設）[身体障害者（下肢機能障害）]

対象障害者のための和式トイレから洋式トイレへの改修及びアームレストの設置、入り口段差の解消については、当該障害者の障害特性に配慮されたものと認められるため認定した。

なお、認定に当たっては、障害特性に配慮された箇所のみを対象とし、ウォシュレット、紙巻き器、洗面台等については対象外とした。

○自動ドア部品取付け（附帯施設）〔身体障害者（車いす）〕

自動ドアの開閉に当たり、対象障害者が現在の開閉ボタンが使用できないことから、リモコンスイッチにより開閉を可能とすることは、対象障害者の障害特性に配慮したものと認められるため認定した。

[障害者福祉施設設置等助成金]

○階段手すり設置（附帯施設）〔身体障害（右上肢機能障害等）〕

食堂までの移動を安心して行えるよう、現在、手すりの設置されていない側への階段手すりの設置は対象障害者への配慮が認められることから認定した。

なお、2階食堂までの区間の手すりのみを対象とした。

評価に当たり、当該手すりについては、対象障害者以外の他の従業員が使用することから、評価点は低くなった。

<不認定の例>

[第1種、第2種作業施設設置等助成金]

○スロープ及びカーポート設置（附帯施設）〔身体障害（下肢・車いす）〕

申請書受理日より前に申請対象施設の設置工事を発注しており、事前着手のため対象外とした。

※ 認定前に事前着手を行う場合は、認定申請書に「事前着手申出書」併せて提出された場合に限り、認定申請書受理日以降に申請事業主の責任において着手することができます。

また、契約書等の日付等に関わらず、それ以前に事業主より施工業者に対し発注がなされた場合は、当該日付を以て着手日と見なされます。

○入口スロープ設置（附帯施設）〔身体障害（下肢・車いす）〕

従業員入口に段差があるため、車いすで利用できるようにスロープ化することは対象障害者に配慮したものと認められるが、当該スロープの勾配が1/8で計画されていた。

これは、バリアフリー法の建築物移動等円滑化誘導基準に定められた斜傾路の勾配1/12を超えており、助成金対象施設としては不適切であることから、対象外とした。

○工場新設（作業施設）〔身体障害（下肢・車いす）〕

工場の新設は、本来の事業を実施する上で必要な施設設備の設置・整備であり、対象障害者個々の障害特性に特別に配慮されたものでないことから対象外となること。

トイレ及び入口については、障害者に配慮された仕様となっているが、当該施設は、全従業員が使用する1か所のみを設置であり、通常の工場設置に当たり必要な施設であることから、対象外とした。

また、エアコン、エアシャワー等についても、食品加工工場に必要な施設であり、障害特性に配慮されたものではないことから、対象外とした。

○カーポート設置（附帯施設）〔身体障害（両下肢機能全廃）〕

対象障害者は下肢障害であるが、現時点において車いすを使用しておらず、杖による歩行が可能であったことから、対象外とした。

○申請のあった施設・設備のうち、本来の事業に必要な作業施設等であり、対象障害者の個別の障害特性に対する配慮（課題解決）と関係がないものについては、当該施設等の設置又は整備を行わなければ対象障害者の雇用の継続が困難と認められないことから、助成金の対象外とした。

[重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金]

先に助成金により整備した機械等の設備更新にかかる申請であったが、今回の申請における支給対象障害者が前回の支給対象障害者数を下回っており、障害者を雇用する事業所としてのモデル性を維持していないと判断されることから、対象外とした。

[重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バス購入助成金）]

申請障害者のうち、支給対象障害者の要件を満たしていない障害者、また、障害特性を理由とした明確な通勤困難性が確認できない障害者がおり、対象障害者が5人未満となったことにより対象外とした。

(参 考)

従前より、助成審査委員会において、トイレ等の附帯施設の新設・改修等については、事前に建築の専門家に相談しておくことが望ましい旨の意見が出ていること。

また、今回不認定となった車いす用のスロープの勾配等の例に見られるように、附帯施設の新設・改修等の審査において、関連法令等に定める基準と照会のうえ、その妥当性を判断すること。

注：上記の認定例はあくまでも今回の審査において認定されたものであるため、今後同様の申請が必ず認定されるものではありません。